

# 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する法律案要綱

## 第一 目的

この法律は、国際文化交流の振興を図る上で我が国が国際文化交流の場を提供することが重要であることに鑑み、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定その他の国際文化交流の祭典の実施の推進のために必要な事項を定めることにより、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国際文化交流を通じた心豊かな国民生活及び活力ある地域社会の実現に寄与するとともに、世界の文化芸術の発展に貢献し、あわせて我が国の国際的地位の向上に資することを目的とすること。

(第一条関係)

## 第二 定義

この法律において「国際文化交流の祭典」とは、国際文化交流のために行われる複数の公演、展示等からなる文化芸術に係る国際的な催しをいうこと。ただし、第八の一の5及び7を除き、我が国において行われるものに限ること。

(第二条関係)

## 第三 基本理念

国際文化交流の祭典の実施の推進は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならないこと。

- ① 國際文化交流の場を提供することにより、世界における多様な文化芸術の発展に積極的に貢献するとともに、我が国に対する諸外国の理解を深め、及び国際相互理解の増進を図ること。
- ② 創造的な内容の企画、優れた芸術家の世界の多様な国又は地域からの参加等により国際的に大きな影響力を有し、国内のみならず海外からも多数の来訪者が得られる国際文化交流の祭典が実施されることを目指すこと。
- ③ 全国各地において、多彩な文化芸術に係る国際文化交流の祭典が実施されるようすること。この場合において、地域住民その他の地域社会を構成する多様な主体の参加と協力が得られるようになるとともに、地域の歴史、風土等の特性が生かされるようすること。
- ④ 青少年が国際的に高い水準の文化芸術に接する機会を充実させること。
- ⑤ 国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策と、国際観光の振興に関する施策、地域の活性化に関する施策その他の関連する施策との有機的な連携が図られるようすること。

(第三条関係)

## 第四 国の責務

国は、第三の基本理念にのつとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有すること。

(第四条関係)

## 第五 地方公共団体の責務

地方公共団体は、第三の基本理念にのつとり、国際文化交流の祭典の実施の推進に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有すること。

(第五条関係)

## 第六 財政上の措置等

政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を実施するため必要な財政上又は税制上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

(第六条関係)

## 第七 基本計画

1 政府は、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければなら

ないこと。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとすること。

① 國際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策についての基本的な方針

② 國際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策が総合的かつ計画的に講すべき施策

③ ①及び②に掲げるもののほか、國際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するためには必要な事項

3 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならないこと。

4 文部科学大臣及び外務大臣は、基本計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、経済産業大臣、国土交通大臣その他の関係行政機関の長に協議しなければならないこと。

5 文部科学大臣及び外務大臣は、3の閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本計画を公表しなければならないこと。

6 3から5までは、基本計画の変更について準用すること。

(第七条関係)

## 第八 基本的施策

### 一 国の施策

#### 1 大規模祭典の継続的かつ安定的な実施

国は、大規模祭典（第三の②の国際文化交流の祭典及びこれをを目指して実施される大規模な国際文化交流の祭典をいう。以下6までにおいて同じ。）の継続的かつ安定的な実施を図るため、大規模祭典を実施する者が、当該大規模祭典について、企画等に関し専門的能力を有する者の継続的な確保、公演、展示等を行う施設等の確保、海外の芸術家を円滑に受け入れができる体制の整備等を行うことができるよう、必要な施策を講ずるものとすること。

（第八条関係）

#### 2 大規模祭典の企画等に関する専門的な助言等の体制の整備

国は、大規模祭典を実施する者がその企画等に関する外部から専門的な助言、情報の提供その他の協力を得ることができる体制を整備するため、必要な施策を講ずるものとすること。（第九条関係）

#### 3 大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上

国は、大規模祭典の国際的な評価の確立及び向上を図るため、大規模祭典の海外における紹介及び

宣伝の強化、海外において効果的に情報を発信することができる有識者等の大規模祭典への招へいの促進その他の必要な施策を講ずるものとすること。

(第十条関係)

#### 4 大規模祭典への来訪者の利便性の向上

国は、大規模祭典への来訪者の利便性を向上させるため、大規模祭典について、来訪のための交通手段及び滞在のための施設の確保及び充実、展示、公演等に関する外国語によるものを含む案内の充実等が図られるよう、必要な施策を講ずるものとすること。

(第十一条関係)

#### 5 大規模祭典を実施する者の海外との交流等

国は、大規模祭典を実施する者が、海外において国際文化交流の祭典を実施する者と交流するとともに、大規模祭典の実施についてその者と連携することができるよう、必要な施策を講ずるものとすること。

(第十二条関係)

#### 6 大規模祭典の実施の推進に関する関係機関等との連携

国は、大規模祭典の実施の推進に関し、我が国以外の国又は地域の政府機関等、独立行政法人国際交流基金その他の国内外の関係機関及び民間の団体との連携を図るものとすること。

## 7 情報の収集等

国は、国際文化交流の祭典に関する国内外における実施状況その他の情報の収集、整理及び分析並びにその結果の提供が行われるよう、必要な施策を講ずるものとすること。

(第十四条関係)

## 8 専門的能力を有する者の確保等

国は、国際文化交流の祭典の企画等に関し専門的能力を有する者の確保、養成及び資質の向上を図るため、必要な施策を講ずるものとすること。

(第十五条関係)

## 9 ボランティア活動への参加の促進等

国は、国際文化交流の祭典の実施に関するボランティア活動への参加の促進及びその活動の充実を図るため、必要な施策を講ずるものとすること。

(第十六条関係)

## 10 国際文化交流の祭典の相互の連携

国は、国際文化交流の祭典の円滑な実施及び質の向上に資するよう、国際文化交流の祭典の相互の連携を図るため、必要な施策を講ずるものとすること。

(第十七条関係)

## 11 地方公共団体、民間の団体等に対する支援

国は、地方公共団体、民間の団体等による国際文化交流の祭典の実施、これへの参加その他その実施の推進を支援するため、必要な施策を講ずるものとすること。

（第十八条関係）

### 二 地方公共団体の施策

地方公共団体は、一の国の施策を勘案し、その地域の実情に応じ、国際文化交流の祭典の実施の推進に関する施策を講ずるものとすること。

（第十九条関係）

### 第九 国際文化交流の祭典推進会議

政府は、文部科学省、外務省、経済産業省、国土交通省その他の関係行政機関相互の調整を行うことにより、国際文化交流の祭典の実施の総合的、効果的かつ効率的な推進を図るため、国際文化交流の祭典推進会議を設けるものとすること。

（第二十条関係）

### 第十 施行期日

この法律は、公布の日から施行すること。

（附則関係）